別表六の二（十六）付表一　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項から第３項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第２項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特定地域基準雇用者数の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「(7)」から「(9)」までの各欄の内書には、当該連結事業年度開始の日において地域雇用開発促進法第７条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（以下この記載要領において「特定地域事業所」という。）のうち租税特別措置法第68条の15の２第２項の規定の適用に係る同条第５項第５号に規定する特定業務施設（以下この記載要領において「特定業務施設」という。）に該当するものに係る数をそれぞれ記載すること。

(2)　「みなし基準雇用者数 (7)－((8)－(9)) (10)」の欄の記載に当たつては、上記(1)で内書きした数を「(7)」、「(8)」及び「(9)」から控除して計算すること。

(3)　「当該連結親法人事業年度終了の日において勤務する特定地域新規雇用者の数　(11)」の欄は、特定地域事業所において当該連結事業年度に新たに雇用された租税特別措置法第68条の15の２第５項第６号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第２号に規定する雇用者をいう。第４号において同じ。）で当該連結事業年度終了の日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するもの（(3)において「特定地域新規雇用者」という。）の数を記載し、同欄の内書には、特定地域新規雇用者のうち同条第２項の規定の適用に係る特定業務施設に勤務するものの数を記載すること。

(4)　「特定地域基準雇用者数 ((10)と(11)のうち少ない数)（マイナスの場合は０） (12)」の欄の記載に当たつては、上記(3)で内書きした数を「(11)」から控除すること。

3　「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄の内書には、特定業務施設のうち租税特別措置法第68条の15の２第１項の規定の適用に係る特定地域事業所に該当するものに係る数をそれぞれ記載すること。

4　「特定新規雇用者数等の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「調整地方事業所基準雇用者数 ((1)－(4))と((13)－(16))のうち少ない数) (19)」の欄の記載に当たつては、前号で内書きした数がある場合には、「(13)－(16)」とあるのは、「((13)－(16))－｛(13の内書)－(16の内書)（マイナスの場合は０）｝」として記載すること。

(2)　「特定新規雇用者数　(20)」の欄は、特定業務施設において当該連結事業年度に新たに雇用された租税特別措置法第68条の15の２第２項第１号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で当該連結事業年度終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの数（(2)において「特定新規雇用者数」という。）を記載し、同欄の内書には、特定新規雇用者数のうち同条第１項の規定の適用に係る特定地域事業所に勤務するものの数を記載すること。

(3)　「個別特定新規雇用者数 ((19)と(20)のうち少ない数)（マイナスの場合は０） (21)」、「個別非特定新規雇用者数 ((23)－(20))と(24)のうち少ない数)（マイナスの場合は０） (25)」及び「個別非特定新規雇用者超過数 (23)－(20)－(24)（マイナスの場合は０） (27)」の各欄の記載に当たつては、上記(2)で内書きした数を「(20)」から控除すること。

第明三種郵便物認可
治三十五年三月三十一日